

第2号様式（第2条第3項）

「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用届出書

年 月 日

千葉県総合企画部報道広報課長 宛

<申込者>

※県内市町村、学校教育法第1条に規定する学校、報道機関に限る

住所（所在地）〒

氏名（名称及び代表者名）

「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマークを使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等を記入
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和9年12月31日 ※令和10年3月31日までは在庫の使用可。
使用場所	
製造個数又は 利用回数	

<連絡先>

担当者名・電話番号・メールアドレス

<添付書類>

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申込者の概要が分かる書面
- (3) その他

※裏面の誓約書も記載すること

次の1(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の2の遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名(名称及び代表者名) _____

- 1 (1) 千葉県の商品性を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 申込者の役員等が暴力団員または暴力団を利用しているなどと認められるとき。「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマーク使用取扱要領第5条第3号から7号)
- (4) 申込者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条(同条第1項第5号に規定する営業を除く。)に規定する営業を行う者であるとき、あるいは申し込みの内容がその営業又は広告等に使用されるおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) デザイン等をガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- (7) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (8) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

2 遵守事項

- 許諾された内容により使用すること。
- 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 千葉県ホームページに掲載の「チーバくん誕生20周年記念」ロゴマークガイドマニュアルに従って使用すること。
- 許諾に際して「チーバくんのイラストは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 許諾にかかる物品の完成品は速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。

遵守事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れて提出してください。